沖縄空手会館 利用規程

沖縄空手会館管理事務所

1. 利用時間

施設名	利用時間	
道場施設(道場・鍛錬室・研修室・会議室)	9時~21時	
展示施設(資料室)	9時~18時(最終入館 17時 30 分迄)	
展示施設(ショップ)	10 時~17 時	
展示施設(レストラン)	現在調整中	

※道場施設(道場・鍛錬室・研修室・会議室)は9時開館です。9時に入館後、会場設営等を行う運びとなりますので、催事開催時間の設定はご注意下さい。

2. 休館日

休館日	備考
水曜日	水曜日が祝日又は慰霊の日に当たる場合、休館日は直近の休館日でない日に振り替える。
年末年始	12月30日から翌年1月3日迄

3. 利用申請

(1)申請書受付

• 受付期間:専用利用の予約は、利用開始日の2週間前まで

・受付時間:休館日を除く9時~17時まで

催事によって受付開始日が異なります。下記をご確認の上、申請書をご提出下さい。

区分	内容	受付開始日
国•沖縄県主催	(1) 国及び沖縄県が主催する空手道・古武道の	利用開始日3年前
	催物	
空手関係団体等主催	(2) 空手関係団体等が主催する空手道・古武道の	利用開始日1年前
	催物	
空手体験プログラム	(3)教育旅行・MICE・クルーズ船等で空手体験	利用開始日2年前
	プログラムを行う場合	
	(4)旅行商品造成等で空手体験プログラムを行う	利用開始日 1 年前
	場合	
空手・古武道以外の催物	(5) 道場施設を全館利用する大規模イベントを行う	利用開始日 1 年前
	場合	
	(6) その他の催物	利用開始日3か月前
施設内での撮影	(1)施設内での撮影行為	利用開始日3か月前

(2)提出書類

下記の申請書をご提出下さい。

(施設利用)

- 利用許可申請書(第 1 号様式)
- 附属設備利用許可申請書(第2号様式)

※施設利用の申請時間は、準備~本番~撤収時間を含めた時間をご記入下さい。

(撮影)

• 撮影許可申請書(第3号様式)

(3) 利用許可

利用を許可したときは、当館より利用許可書(第4号様式)を申請者に交付します。

(4) 利用許可の変更

利用許可を得た内容を変更する場合は、利用変更許可申請書(第5号様式)に、当館から送付した利用許可書(第4号様式)を添えて提出下さい。

利用許可の変更を許可した場合は、当館より利用変更許可書(第6号様式)を交付します。
※利用変更は、同時間・同施設のみ可能

(5) 利用の取り消し(キャンセル)

利用の取り消しをする場合は、利用取消届(第7号様式)に、当館から送付した利用許可書(第4号様式)を添えて提出下さい。

(6) 利用許可に関する注意事項

以下に該当する場合は、利用の許可を行わない場合があります。ご了承下さい。

- ①公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- ③ 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- ④ 施設等の管理上支障があると認められたとき。

4. 利用料金

施設利用料金(別表1)、附属設備利用料金(別表2)、撮影者利用料金(別表3)、観覧料(別表4)にてご確認下さい。

(1) 利用料金の納付

前納での支払いとする。但し、国及び地方公共団体は除く。

- ※銀行振込の場合、利用日から数えて金融機関の3営業日前までにお振込み下さい。
- ※振込明細書のコピーまたは原本を利用当日に必ずご持参ください。

既納の利用料金は返還いたしません。但し、利用料金返還に該当する場合は返還します。

(2) キャンセル料

No	内容	キャンセル料
1	天災地変、不可抗力、その他利用者の責めに帰すことのできない理由により	なし
	利用することができないとき	
2	利用者が利用しようとする日 1 年前の前日までに利用の取消しを届け出たとき	なし
3	利用者が利用しようとする日 1 年前~14 日前までに利用の取消しを届け出た	30%
	とき	
4	利用者が利用しようとする日 14 日前以降に取消しを申し出たとき	100%

(3) 利用料金返還に伴う手続き

(2)キャンセル料①~③に該当し、利用料金の返還を行う場合は、利用料金返還申請書(第 10 号様式)を提出下さい。

5. 提出資料及び打ち合わせ

必要に応じて、催事に係る各種資料(仕様書、図面等)の提出や、打ち合わせをお願いすることがあります。ご了承下さい。

6. 利用者の遵守事項

利用者は次の各号を遵守下さい。

- ① 利用を許可されていない施設等を利用しないこと。
- ② 入場者の安全確保の措置を講じること。
- ③ 上記許可を受けた施設等は、善良なる管理者の注意を持って管理すること。
- ④ 管理を適切に行うため、管理責任者を置くこと。

7. 利用者の行為の責任

会館内において、利用者又は入場者が、次の各号に揚げる行為を行うことを禁止します。

- ① 火災、爆発、その他危険を生じるおそれのある行為
- ② 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- ③ 施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれのある行為をすること。
- ④ 許可を受けないで広告類を掲出し、又は配布すること。
- ⑤ 許可された場所以外の場所へ立ち入ること。
- ⑥ 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙すること。
- ⑦ 許可を受けないで寄付金を募集し、物品を販売し、若しくは陳列し、又は飲食物を販売し、若しくは提供すること。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、沖縄空手会館管理事務所長が不適当と認める行為

8. 損傷の届出

利用に際し、施設等を汚損・損傷・滅失したときは、直ちにその旨を当館職員まで届け出て、指示を受けて下さい。

9. 利用後の点検

施設等の利用を終えた時は、当館職員の点検を受けて下さい。